

山形県公文書等の管理に関する条例施行規則

別表第2（案）（第22条関係）

	区分	金額
特定歴史公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	(1) 文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する写しの枚数1枚につき10円（日本産業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本産業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。第2号、第3号、第6号及び第7号において同じ。）
	(2) 文書、図画又は写真を複写機によりカラーで複写したものの交付	交付する写しの枚数1枚につき50円
	(3) 第18条第1号に規定するマイクロフィルムに記録されている情報を用紙に出力したものの写しの交付	交付する写しの枚数1枚につき10円
	(4) 第18条第2号に規定する録音テープに記録されている情報を同号ロに規定する録音カセットテープに複写したものの交付	交付する録音カセットテープの巻数1巻につき150円
	(5) 第18条第3号に規定するビデオテープに記録されている情報を同号ロに規定するビデオカセットテープに複写したものの交付	交付するビデオカセットテープの巻数1巻につき190円
	(6) 第18条第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を用紙に出力したもの又はその写し（次号に掲げるものを除く。）の交付	交付する用紙の枚数1枚につき10円
	(7) 第18条第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報をカラーで用紙に出力したもの又はその写しの交付	交付する用紙の枚数1枚につき50円
	(8) 第18条第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を同号ハに規定するフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	交付するフレキシブルディスクカートリッジの枚数1枚につき70円
	(9) 第18条第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき80円
	(10) 第18条第4号に規定する電磁的記録媒体に記録されている情報を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	交付する光ディスクの枚数1枚につき160円
	特定歴史公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	送付に要する実費の額